

一般社団法人日本車いすテニス協会
JWTA 国内クラス分け規程

序文

1. 目的及び適用範囲
2. クラス分けの定義及び目的
3. クラス分け従事者
4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステイタスの割り当て
5. クラス分けプロテストとクラス分けアピール
6. 意図的不実表示
7. クラス分けに関する個人情報の保護
8. クラス分けマスターリスト
9. 教育と研究
10. NF クラス分けの規程の変更
11. 役割と責任
12. 遵守と変更

参考資料

語句説明

～序文～

スポーツにおけるクラス分けは、結果が一方的にならず競技参加のモチベーションを保ち、促進させるシステムであり、体重別・男女別・年齢別など広く採用されている。パラスポーツではさらに、障がいの種類と程度によるクラス分けが存在する。これは障がいのスポーツパフォーマンスへの影響を最小限に抑えるための方策であり、競技の礎となるものである。

パラスポーツの黎明期には、クラス分けは医学的評価のみに基づいて行われていたが、1980-90年代にかけてその欠点が認識され、新たに機能的クラス分けという概念が提唱された。しかしながら、クラス分け制度の整備や内容については競技間に差異があり、指針となる統一原則は存在しなかった。

そこで2003年、国際パラリンピック委員会(以下、「IPC」)は国際基準となるクラス分け規程の策定に着手し、2007年に第1版、2015年に第2版を発表し、現在第3版に改訂中である。IPCは規程で“競技・種目に特化し、エビデンスに基づいたクラス分け”を掲げ、パラリンピック実施競技国際競技団体(IF)や国内パラリンピック委員会(NPC)はこれに準じたクラス分け規則、クラス分け規程の作成をおこなってきた。

パラスポーツにおけるクラス分けの目的は、出場資格のある競技者の障がい種別とその基準を定義し、公正で有意義な競技を実現することである。そのため指針となるクラス分け規程を定め、競技者のみならず支援者、従事者、クラシファイア、研究者などすべての関係者がクラス分けのプロセスとその結果に信頼を持ち、クラス分けが可能な限り高い水準で行われることが必要である。

ここに一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、「JWTA」)は、国内においてクラス分けを行う際、その方針と手続の枠組みを明確にすることを意図して、国内クラス分け規程を策定する。

1. 目的及び適用範囲

1.1 JWTA 国内クラス分け規程

- 1.1.1 JWTA 国内クラス分け規程（以下「当規程」）は、日本パラリンピック委員会クラス分け規程（以下、「JPC クラス分け規程」）及び International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じており、日本国内で行われるクラス分けの基本となる。
- 1.1.2 当規程は、JWTA が International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules が定めるクラス分けの方針と手続及びクラス分け規則を遵守するための原則を定める。
- 1.1.3 当規程の目的は、クラス分けに対する信頼を維持し、広く競技者の参加を促すことにある。この目的を達成するため、当規程はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手続及びすべての JWTA 登録競技者に適用されるべき原則を定める。

1.2 JWTA クラス分け部会

JWTA クラス分け部会は、JWTA の要請に従い、当規程の改定等に関する業務を行う。

1.3 適用範囲

当規程の対象は、JWTA 及び JWTA に所属する競技者とその支援者とする。

1.4 JWTA クラス分け規則

International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules や JPC クラス分け規程に基づいた当規程を定め、それをホームページに掲載するなど、公表し、参考とした規程が改訂された際など、定期的に見直しを行うことにする。

2 クラス分けの定義及び目的

- 2.1 クラス分けとは、競技または種目を行うために必要な基本的動作に影響を与える障がいの程度に従い、競技者を競技クラスにカテゴリー分けすることである。
- 2.2 クラス分けの目的は、パラスポーツの参加対象者を定め、種目における障がいの影響を最小限に抑えることである。この目的を実現するため、JWTA は当規程及び International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に従ったクラス分けを実施するために以下の要件を充足するクラス分けを実施する。
 - 2.2.1 “出場資格のある障がい”は International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じて定めている。国内で独自に出場資格のある障がいを定める場合は、当規則の中でそれを明記すること。
 - 2.2.2 競技者に“出場資格のある障がい”があるか否かを評価する手続を International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じて定めること。

2.2.3 “出場資格のある障がい”のそれぞれについて、客観的に評価が可能な最小障がい基準を定めること。

2.3 International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules と当規則の関係性だが、車いすテニスの主要国内競技会は International Tennis Federation (以下、「ITF」)のルールに準じており、国内でも ITF 認定の競技会が開催されている現状である。従って、ITF 認定の競技会には International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じた競技者の参加が求められる。ただし、国内主要競技会以外の地方で開催される競技会においてはその限りではない。地方の競技会は競技者の交流、生涯スポーツとして車いすテニスを楽しむ場、初心者が経験を積む場になっており、そこには International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules では判断できない原因不明の疾患で車いす生活を送っているものや電動車いすを使用している競技者がいる。そのため、当規程では国内限定クラス・ステイタスを設け、ITF 認定競技会以外の国内競技会に出場する機会を確保している。

3. クラス分け従事者

- 3.1 JWTA は、クラス分けの企画、実施及び管理において中心的な役割を果たすクラス分け従事者を委嘱すること。
- 3.2 JWTA は、当規程にクラス分け従事者が遵守すべき行動規範及び少なくとも年 1 回以上のコンプライアンスに関する研修の実施について定めることが求められる。
- 3.3 JWTA は、クラス分け従事者が前項の行動規範に違反をした場合の手続及び処分の内容について定めることが求められる。この場合、JWTA が定める倫理規程や懲罰基準に準じて処分の内容を定めることにする。
- 3.4 JWTA は、国内クラシファイアの養成及び更新のプロセスを策定し、実施、維持する。国内クラシファイアは国際クラシファイアと役割を兼任することがある。

4. 競技者評価、競技クラス及び競技クラスステイタスの割り当て

- 4.1 競技者評価とは、JWTA が、当規程に従って、競技者を評価する手続である。
- 4.2 JWTA は、競技クラスと競技クラスステイタスを割り当てる。
※競技クラスと競技クラスステイタスは 4.8 と 4.9 に後述する。
- 4.3 当規程には、競技クラスの割り当てに用いる評価方法と評価基準を定め、公表することが求められる。
※評価方法と評価基準は 4.8 と 4.9 に後述する。

- 4.4 競技クラスとは、当規程の中で定めるカテゴリーであり、競技者は、競技開始前までに各競技の基本となる特定の課題や動作を行う能力に照らして、規定されたカテゴリーに分類される。
- 4.5 競技者評価の結果に従い、競技クラスと競技クラスステータスが、各競技者に割り当てられる。ただし、国内独自の競技クラスはこの限りでない。
- 4.6 競技クラスステータスとは、競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否であり、競技クラスの割り当てに続いて、競技者は競技クラスステータスが決定される。
- 4.7 JWTA が International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に記載のない国内独自の競技クラスの認定を受ける場合は、JWTA が国内競技会前後で書類審査を行う必要がある。
- 4.8 地方大会など国内の ITF 認定競技会以外の競技会に出場する場合は、国内クラシファイア 2 名以上による 4.8.1 の方法に準じて国内クラス分けを実施する。
なお、ITF 認定競技会のクラスは International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules にて 2 つに分類される。クラス分けの方法は International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules の英語原本を参考にしていきたい。JWTA では国際クラス分けについて日本国内で広く知ってもらうために、国際クラシファイア 2 名以上で行うクラス分けの方法を本規程の参考資料として記載しておく。

- 4.8.1 国内クラス分け（国内の ITF 認定競技会以外の競技会出場の場合）を受ける場合は JWTA に書類を提出して国内クラシファイア 2 名以上から認定を受けることを推奨する。国内クラシファイアは International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じて、最小障がい基準（MIC）を満たしているかを把握することが必要である（MIC については参考資料を参照）。国内クラス分けは基本的に書類審査として、必要に応じてオンラインや動画を用いた身体機能や能力の確認をすることがある。提出書類は①医師による診断書、②身体障害者手帳のコピー、③病気・疾患が証明できる各種書類とし、①～③のいずれかを提出してもらう。

この項では次のような競技者を対象として定める。ただし、この項の対象条件を満たしたとしても、ITF の定める国際クラス分けで認定されとは限らない。この項の競技者は ITF の定める最小障がい基準（MIC）を必ずしも満たす必要がないことを示している。

<競技者の対象>

- ・身体障害者手帳を有し、下肢に肢体不自由がある競技者
- ・原因不明の疾患により下肢障がいのため、健常者のテニスができない競技者

- ・ 競技会主催者が認めた競技者（この部分に関しては、トーナメント規則に従うことにする。ただし、競技者の障がいの有無に関する情報を公表する必要がある。また、障がいについての情報を JWTA が競技者もしくは競技会主催者に求めることがある。）

4.8.2 国際クラス分け（ITF 認定競技会出場の場合）を受ける場合は 2 か月前までに書類を JWTA まで提出することを推奨する。提出書類は①ITF で定められた MRF(medical-registration-form)、②医師による英文診断書、③病気が確認できるレントゲン写真や CT、MRI を紙で印刷もしくは画像データ化したものの 3 点であり、①と②は英語で記載されている必要がある。クラス分けの方法については、この既定の末尾に参考資料として記載する。JWTA は当協会会員である競技者が国際クラス分けを受ける際は、求めに応じて書類作成を含めサポートをする。

4.9 International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules では競技ステイタスを以下の 5 つに定めている。C : Confirmed（確定）、R : Review（次回以降で再度確認が必要）、FRD : Review with a Fixed Review Date（指定された日以降に再確認が必要）、N : New（新規競技者が書類審査を経て暫定的に得られる）、NE : Not Eligible（クラス分けに該当しない）の 5 つである。ステイタスとは別に、CNC : Classification Not Completed（クラス分けの評価が完了していない）といって状況を示すものがある。

本規程では国内クラス分けを終えた競技者に上記のステイタスに従い国内競技ステイタスを与えることにする。ステイタスは次の 5 つとする。CJ : Confirmed in Japan（日本における確定）、RJ : Review in Japan（日本において次回以降で再度確認が必要）、FRDJ : Review with a Fixed Review Date in Japan（日本において指定された日以降に再確認が必要）、NJ : New in Japan（日本における新規競技者が書類審査を経て暫定的に得られる）、NEJ : Not Eligible in Japan（日本におけるクラス分けに該当しない）の 5 つである。CNCJ : Classification Not Completed in Japan（日本におけるクラス分けの評価が完了していない）といって状況を示すものがある。

4.10 クラス分けを判断する際に次に示すものは判断基準に該当しない。

- ・ 疼痛
- ・ 疲労
- ・ ストレスなどの心理状態
- ・ 視覚障がい

- ・聴覚障がい
- ・知的障がい
- ・呼吸・循環器・代謝機能障がいによる体力、筋持久力の低下

5. クラス分けプロテストとクラス分けアピール

5.1 クラス分けプロテスト

クラス分けプロテストとは、競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続である。JWTA は、当規程の中にクラス分けプロテストに関する手続について定めることが求められる。具体的には、クラス分けの過程に疑義がある場合は、JWTA クラス分け部会に書面（書式は指定なし）にて抗議をすることが可能である。JWTA クラス分け部会で検討を行い、抗議に正当性があると判断し、再度クラス分けを行うことが適切な場合には、クラス分け部会から通知を行う。ただし国内クラス分けにおいて、判定直後のプロテストは受け付けておらず、原則として別の機会に再判定を受けることとする。再判定は書類審査を基本とし、必要に応じて選手の身体状況観察することにする。初回に関わったクラシファイアに加え、JWTA クラス分け部会を交えて複数人で対応することとする。

5.2 クラス分けアピール

- 5.2.1 クラス分けアピールとは、クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続である。
- 5.2.2 日本国内におけるクラス分けアピールに関する規程及び手続等に関しては、JWTA クラス分け部会と JWTA との協議及び調整によって決定する。

6. 意図的不実表示

- 6.1 JWTA は当規程の中で、意図的不実表示について記載し、その対処方法に関する手続を定めることが求められる。
- 6.2 競技者は自らの技術、能力、障がいの程度や性質について、クラス分け時に意図的に不実を表示してはならない。競技者評価の過程における競技者がクラス分けパネルをあざむく行為は、意図的不実表示となる。
- 6.3 支援者がクラス分けパネルをあざむく意図で故意に競技者に協力等（隠蔽や妨害等を含む）をすることは、当該支援者及び競技者が意図的不実表示を行ったこととする。

- 6.4 JWTA は、意図的不実表示に関して競技者またはその支援者に対する懲罰手続を開始する場合、当該競技者または支援者に対して、すべての競技会の参加に関する暫定的資格停止処分を科することができる。
- 6.4.1 暫定的資格停止処分を科された競技者またはその支援者は、暫定的資格停止処分期間中はいかなる立場においても、JWTA が運営、開催、公認、または承認するいかなる競技会及びその他の活動に参加することができない。
- 6.4.2 暫定的資格停止処分の通知を受けた競技者またはその支援者は、当該処分に不服がある場合は、それを示す合理的理由を示して、当該処分を解除することを JWTA に対して求めることができる。
- 6.4.3 暫定的資格停止処分を科す場合、競技者またはその支援者から緊急聴聞会の開催を要請された場合、JWTA は暫定的資格停止を科した日から一カ月以内に聴聞会を開催するように努めるものとする。
- 6.5 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を行ったことが判明した競技者またはその支援者に適用される措置は、次に挙げるもののうち、1 つ以上としなければならない。
- (a) 意図的不実表示が行われた競技会のすべての種目での失格
 - (b) 12～48 カ月の範囲内の一定期間にわたり、競技者評価または他の形で競技会に出場する資格の喪失
- 6.6 意図的不実表示または共謀を複数回にわたって行ったことが判明した競技者またはその支援者には、最大で生涯にわたって、競技者評価または他の形で競技会に参加する資格を喪失する措置が適用される。
- 6.7 意図的不実表示またはそれに共謀したことが判明した競技者またはその支援者を含むチームに適用される措置は JWTA 内での懲罰手続の中で検討される。

7. クラス分けに関する個人情報の保護

- 7.1 JWTA は、競技者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条に定める「個人情報」）を取り扱う場合は、法令、ガイドラインその他の諸規程を遵守し、適正に取り扱うことが求められる。

8. クラス分けマスターリスト

- 8.1 JWTA は国内クラス分けを受けた競技者のクラス分けマスターリストを作成し、関係する競技者及びその支援者が閲覧できるように努める。特に、国内クラス分けを完了しているが、最小障がい基準（MIC）を満たしていない競技者の把握をする必要がある。ただし、国際クラス分けが完了し、ITF が公開するクラス分けマスターリストに記載のある競技者はその限りではない。JWTA は ITF による国際クラス

分けが完了した競技者については、ITF のマスターリストの把握や活用を行い、JWTA 独自のマスターリストの管理に役立てる。

9. 教育と研究

9.1 教育と意識向上

JWTA は、競技者、競技者の支援者及びその他の関係者（メディアや観客）を対象に、クラス分けに関する教育・意識向上のための研修を実施することが望ましい。

9.2 クラス分け研究

9.2.1 JWTA は、IPC 又は ITF が実施するクラス分けに関する調査、研究に積極的に参加することが望ましい。

9.2.2 クラス分け研究は、研究倫理に基づく研究計画に準拠することが求められる。

10. クラス分けの規則の変更

10.1 JWTA は、規則の変更や、競技クラスの割り当てに影響が及ぶ可能性があるその他の変更について、競技者とその支援者及び JPC クラス分け委員会に通知しなくてはならない。また変更の理論的根拠を示し、変更の過程や移行の規則を明示し、関係者にフィードバックやコメントを提出する機会を与えるように努める。

11. 役割と責任

11.1 競技者と支援者

11.1.1 競技者の役割と責任には次のものがある。

- ・当規程に従って JWTA が定める規則に精通し、遵守する。
- ・要請があれば、競技者評価に参加する。
- ・出場資格のある障がいと診断上の証拠に関連する適切な情報を、適宜利用できるように努める。
- ・クラス分けに関する違反の調査に協力する。
- ・自らの経験や知識を活用し、クラス分けに関する意識向上や教育の過程、又はクラス分けの研究に積極的に参画する。

11.1.2 支援者の役割と責任には次のものがある。

- ・当規程に従って JWTA が定める規則に精通し、遵守する。
- ・競技者のクラス分けにおける協力的な態度とコミュニケーション能力を培うための支援を行う。
- ・クラス分け制度の発展・管理・実施に協力する。
- ・クラス分けに関する違反の調査に協力する。

12. 遵守と変更

12.1 当規程の遵守状況の把握

JWTA は JPC 等の要請があった場合、適切に当規程の遵守状況を報告しなければならない。

12.2 当規程の変更

当規程を改定するためには、JWTA クラス分け部会や JPC クラス分け委員会での協議を経た上で JWTA 理事会の承認を得ることとする。

12.3 当規程の発効

当規程は 2025 年 3 月 22 日に発効する。

以上

参考資料（国際クラス分け：OPEN クラスと QUAD クラス）

(a)OPEN クラス

- ・ 障がい最小基準（MIC）を満たす競技者が分類される。
- ・ 障がい最小基準（MIC）には7つの障がいがあり、主に下肢障がい対象になる。
- ①下肢の筋力障害、②下肢の関節可動域制限、③下肢の欠損、④下肢の脚長差、⑤筋緊張亢進、⑥運動失調、⑦アテトーシス
- ・ ①～⑦のそれぞれの評価基準について詳細を記載する。

① 下肢の筋力障がい

評価方法は Daniels and Worthingham's Muscle Testing scale (Avers and Brown, 2018)を使用し、0-5 の6段階評価である。

脊髄損傷、筋ジストロフィー、ポリオ後症候群、二分脊椎が代表的な疾患である。表1に示す値を含め、筋力が弱い状態で且つ、一次基準からは1つが該当、2次基準からは2つ該当すれば OPEN クラスの競技者として認定される。基準に関しては以下の表1を参照。

関節	運動方向	一次基準	二次基準
股関節	屈曲	3	4
	伸展	3	4
	外転	3	4
	内転	2	3
	内旋	3	4
	外旋	3	4
膝関節	屈曲	2	3
	伸展	3	4
足関節	底屈	3	4
	背屈、外がえし、 内がえし ※3つから 2つが該当	3	4

表1：下肢筋力障がいの一次基準と二次基準

② 下肢の関節可動域制限

下肢関節に制限が外傷やその他の疾患で慢性的に拘縮、強直などで何らかの関節可動域制限が生じた状態。次（Clarkson HM. Musculoskeletal assessment: joint range of motion and manual muscle strength. Lippincott Williams and Wilkins, 2000）の評価方法が推奨されているが、本邦の日本整形外科学会が定める「関節可動域表示ならびに測定法(2022 年 4 月改訂)」と大差がないため、用いても良い。評価はゴニオメーターを使用して他動的に測定し、表 2 に示す値を含め、関節可動域に制限が生じ且つ、一次基準からは 1 つが該当、2 次基準からは 2 つ該当すれば OPEN クラスの競技者として認定される。基準値に関しては以下の表 2 を参照。

関節	運動方向	一次基準 (°)	二次基準 (°)
股関節	屈曲	80	100
	伸展	-10	0
	外転	15	25
	内転	0	15
	内旋	5	15
	外旋	20	30
膝関節	屈曲	90	110
	伸展	-20	-10
足関節	底屈	10	20
	背屈	0	10

表 2：下肢関節可動域制限の一次基準と二次基準

③ 下肢の欠損

外傷や癌により下肢が切断された状態。または、先天性の欠損がある状態。**足部の中足骨頭レベルでの切断**が障がい最小基準になる。部分的切断の場合は第一趾であれば第一中足骨すべてを含む切断、第五趾も同様の基準だが、別途歩行分析や機能テストなど立位でテニスできない理由について調査する必要がある。

④ 下肢の脚長差

外傷性または成長障がいにより、下肢の長さが異なる状態。左右の**下肢長の差が7 cm以上**あることが基準となる。下肢の長さは上前腸骨棘から内果までの長さで測定する。

⑤ 筋緊張亢進

脳性麻痺や脳卒中、外傷性脳損傷などの中枢神経系の疾患により、下肢関節（股関節、膝関節、足関節）の関節運動に関係する主要な筋のいずれかに**アシュワーススケールにてグレード1**以上の筋緊張亢進を認めることが基準になる。ここには痙縮、固縮、ジストニアが含まれる。

⑥ 運動失調

脳性麻痺、脳卒中、外傷性脳損傷、多発性硬化症などが代表疾患である。小脳を病変とした疾患が多く、筋緊張亢進を伴うこともある。評価方法としては、**協調検査を基本**とし、指鼻試験や踵膝試験をはじめ、継ぎ足歩行やつま先立ちの状態あるいは踵のみ設置して歩行できるかなど歩行状態についても検査する。

⑦ アテトーシス

脳性麻痺や脳卒中、外傷性脳損傷などの疾患で静止を求めても指先または下肢が不随意に動くことや体幹を静止できないこと、特徴的なアテトーゼの姿勢をとっていることが評価の基準になる。現在、明確な基準については示されておらず、⑤、⑥の基準が伴うことがあり、そちらの基準を用いることがある。

(b)QUAD クラス

このクラスへの参加資格は、OPEN クラスの条件を満たすこと且つ、C8 レベルより上位の脊髄損傷を代表とし、上肢に障がいを呈した状態、つまりは四肢に障がいを持つ競技者が対象となる。テニス競技においては、オーバーヘッドサービス、フォアハンド、バックハンドに必要な運動機能や能力の低下、ラケットが把持できずにテーピングを使用するなど補助器具が必要になる競技者が例になる。その判定基準は International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules に準じて、両上肢のベンチテストの結果 0.5、1.0、1.5、2.0、2.5、3.0、3.5、4.0 点と体幹機能テスト 0、1、2 点の結果より、以下※1 の**式に当てはめて 10 点以下**（10 点を含む）の競技者であることに加え、※2 の評価ポイントができるか否かを判断しつつ、テ

ニスコートでの動きを観察して、QUAD クラスの参加資格を判定していく。

※1 式：(ラケット側上肢の点数×2)+(非ラケット側上肢の点数)+体幹点数＝
最大 14 点

※2 テニスコートでの評価ポイント

- ・オーバーヘッドサービスで重視するポイントとしてボールトス動作とサービス動作で肩関節屈曲 90° 以上、外転 90° 以上、外旋 90° 以上といった単一もしくは複合的に肩関節を挙上して競技できるかどうかを判断基準の 1 つにしている。
- ・フォアハンド、バックハンドの動きが通常と異なる動きがどうかを判断基準の 1 つになる。
- ・車いす駆動ではブレーキングの方法や駆動時の手指の動きが判断基準の 1 つになる。

【体幹テスト】

以下の 1～3 を判断基準として 2 点、1 点、0 点と点数を決定する。

2 点：問題なし

1 点：体幹機能低下がある

0 点：体幹機能が全くない

テストの方法

1. 支えなしの座位で両肩関節を最大屈曲、外転保持する。
2. 床のラケットに置いたラケットを上肢の補助なしで頭の高さまで持ちあげる。
3. 支えなしの座位で左右から後方を振り向き、体幹回旋動作を観察する。

【両上肢のベンチテスト】

筋力は Daniels and Worthingham's Muscle Testing scale (Avers and Brown, 2018) の 0-5 の 6 段階評価を用いて表している。

・ 0.5 点

三角筋 0～5、広背筋 0～1、大胸筋（鎖骨部）0～5、大胸筋（胸肋部）0～1、上腕二頭筋 0～5、上腕三頭筋 0～1、手関節伸筋 0～5、手関節屈筋 0～1、その他の手指筋 0

・ 1.0 点

広背筋 0～3、大胸筋（鎖骨部） 5、大胸筋（胸肋部） 2～3、上腕二頭筋 5、上腕三頭筋 0～3、手関節伸筋 0～5、手関節屈筋 0～3、その他の手指筋 0～1

・ 1.5 点

上腕三頭筋 3+～4、手関節伸筋 4～5、手関節屈筋 0～3、大胸筋（胸肋部） 0～3、広背筋 0～3

・ 2.0 点

肩関節周囲筋 5、上腕二頭筋 5、上腕三頭筋 4～5、手関節伸筋 4～5、手関節屈筋 4～5、手指伸筋 0～2、手指屈筋 0～2、手指内転筋 0～2、手指外転筋 0～2、母指周囲筋 0～2

・ 2.5 点

肩関節周囲筋 5、上腕二頭筋 5、上腕三頭筋 5、手関節伸筋 5、手関節屈筋 5、手指伸筋 2～4、手指屈筋 2～4、手指内転筋 0～4、手指外転筋 0～2、母指屈筋 0～4、母指伸筋 0～4、母指内転筋 0～4、母指外転筋 0～2、母指対立筋 0～2

・ 3.0 点

肩関節周囲筋 5、上腕二頭筋 5、上腕三頭筋 5、手関節伸筋 5、手関節屈筋 5、手指伸筋 3～5、手指屈筋 3～5、手指内転筋 0～4、手指外転筋 0～4、母指屈筋 3～4、母指伸筋 3～4、母指内転筋 3～4、母指外転筋 3～4、母指対立筋 3～4

・ 3.5 点

上肢全体の筋力は 4～5、協調性障害や一部の手指の欠損、手指の拘縮など主に手指に局所的な障がいがある場合。

・ 4.0 点

上肢全体の筋力は 4～5 であり、車いすテニスをする上で問題が生じない上肢・手指機能を有している。

－ 語句説明 －

International Tennis Federation Wheelchair Tennis Classification Rules：

競技者評価等において、ITF が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

意図的不実表示 (IM)：競技者評価の過程において、競技者の技術、能力、障がいの程度や性質について、(作為、不作為を問わず) 意図的にクラス分けパネルをあざむく行為を競技者、もしくは支援者が企図すること。

JWTA クラス分け規則 (当規程)：競技者評価等において、JWTA が採用するクラス分けに関する方針、手続、手順、説明を定めたもの。

競技会：主催団体によって実施される、競技者が競い合う機会。

競技クラス：JWTA クラス分け規則の中で定める競技会に参加するためのカテゴリー。競技者が実行できる競技の基本となる特定の課題や動作に基づいて分類される。

競技クラスステイタス：競技者評価に関する再評価の必要性和クラス分けプロテストの可否を示すための、競技クラスに指定される呼称。

競技者：国際、もしくは全国レベルで競技に参加する競技者。または、JWTA が定める地域レベルで競技に参加する個人、またはチームのメンバー。

競技者の支援者：コーチ、サポートスタッフ、トレーナー、マネージャー、通訳者、代理人、チームスタッフ、競技役員、医師、メディカルスタッフ、競技者の家族を含む、競技者のトレーニング、または競技会への参加、準備等に協力する全ての個人の総称。

競技者評価：JWTA クラス分け規則に基づいて実施される、競技者に競技クラスと競技クラスステイタスを割り当てるための手続。

クラス分け：競技者の障がい、定められた規則の出場資格のある障がいに該当するか決定し、競技や種目の基礎的な動作に影響する競技者の障がい程度に基づいて、競技クラスに競技者をカテゴリー分けすること。競技者クラス分けともいう。

クラス分けアピール：クラス分け手続に関する紛争を解決するための手続き。

クラス分け研究：パラスポーツのクラス分け制度の向上や理解を目的とした、科学的な評価、分析、または調査。

クラス分け従事者：競技者評価に関してクラス分け組織の元で活動する個人の総称 (クラシフィアを含む)。

クラス分けプロテスト：競技者の割り当てられた競技クラスに対して合理的理由を付した反対意見を提出し、それについて解決を図る手続き。

国内クラシファイア：NFによって認定された、国内クラス分けパネルの一員として競技者の評価を行う人物。

国内クラス分けパネル：競技クラスと競技クラスステイタスを NF クラス分け規則に基づいて割り当てる国内クラシファイアのグループ。

国内クラス分けマスターリスト：競技クラスを割り当てられ、競技会に出場できる競技者、競技クラス、競技クラスステイタスを示した一覧。

最小障がい基準（MIC）：出場資格のある特定の障がいにおいて、競技に参加するために最低限必要とされる障がいの程度の基準。

JPC クラス分け委員会：クラス分けに関する啓発・教育を推進し、NFが行う国際基準に則ったクラス分けの実施支援と JPC 戦略計画に基づくパラアスリートの発掘・育成・強化をクラス分けの視点から支援することを目的とした JPC が設置する専門委員会のこと。

出場資格のある障がい：パラスポーツの競技に出場するための必要条件として IPC または ITF に指定されている障がい。

パラスポーツ：IPC クラス分け規程及び関連国際基準に準拠した IF クラス分け規則に従って、障がい者が参加する競技の総称。

パラリンピック実施競技国際競技団体（IF）：IPC に認定された障がいのある競技者のためのパラスポーツを統括する国際的な夏季・冬季パラリンピック競技団体。一部の競技では、IPC や障がい別国際スポーツ組織（IOSD）が IF としての役割を担う。

パラリンピック実施競技国内競技団体（NF）：夏季・冬季パラリンピック実施競技の IF の国内加盟競技団体。